

## 「避難準備情報・避難勧告・避難指示」が発令された場合の対処について

梅雨の候、皆様方には御健勝でお過ごしのこととお喜び申し上げます。日頃より学校の教育活動につきまして、深い御理解と多大な御支援を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、4月に本年度の「災害発生及び警報等の発表に伴う対処」についての文書を配布しましたが、今回はその中の、冠水・浸水の危険のため「**避難準備情報・避難勧告・避難指示**」が発令された場合の対処について改めてお知らせします。

発令された地区で対処が異なりますので、下記の表を確認の上、本文書は御家族で共有できる場所に掲示するなど、大切に保管してください。

今後、「お子様の命を守る」ことを最優先に考え、学校における防災管理の整備及び強化に努めてまいります。引き続き、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 避難準備情報等が発令された場合の対処方法

**午前7時**の時点で、「避難準備情報・避難勧告・避難指示」が発令されている場合は、**下記のとおり対処**します。

| 「避難準備情報・避難勧告・避難指示」が発令された地区 |       |  | 学校の対処         |                  |
|----------------------------|-------|--|---------------|------------------|
| 河川名                        | 関連地区名 | 町名   | 休校            | 開校               |
| 馬込川                        | 江東地区  | 相生町・木戸町・佐藤 1～3 丁目<br>天神町・富吉町・中島町・名塚町<br>中島 1～4 丁目・向宿 1～3 丁目<br>領家 1～3 丁目 | 八幡中、東小        | 船越小              |
| 馬込川                        | 曳馬地区  | 上島 1～7 丁目・十軒町・新津町<br>助信町・早出町・高林 1～5 丁目<br>茄子町・曳馬町・曳馬 1～6 丁目・細島町          | 八幡中<br>船越小    | 東小               |
| 馬込川                        | アクト地区 | 中央 1～3 丁目・板屋町・早馬町<br>常盤町・東田町・野口町・船越町・八幡町                                 | 八幡中、東小<br>船越小 |                  |
| 芳川                         | 蒲地区   | 植松町・子安町・大蒲町・将監町・神立町<br>上新屋町・西塚町・上西町・丸塚町・宮竹町                              |               | 八幡中<br>船越小<br>東小 |

#### 2 その他

- (1) 居住地区に「避難準備情報・避難勧告・避難指示」が発令されていない場合でも、**自宅周辺が冠水や浸水等の影響**により、子供が安全に登校することができないと保護者が判断した場合は、必ず学校に御連絡ください。
- (2) 「避難準備情報・避難勧告・避難指示」の情報は、「浜松市防災ホットメール」やテレビ等を通して情報を得ることができます。各家庭におきましても「浜松市防災ホットメール」の登録に御協力願います。(裏面にホットメール情報があります。)
- (3) 曳馬地区・アクト地区を除き、**江東地区・蒲地区**に「避難準備情報・避難勧告・避難指示」が発令された場合、江東地区・蒲地区居住の子供たちは、保護者の付き添いでの登校をお願いします。また子供が安全に登校することができないと保護者が判断した場合は、保護者はすみやかに学校に連絡してください。この場合は欠席扱いとはなりません。